

徳島県情報公開審査会答申第84号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成21年3月18日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年3月18日AM11:00ごろ小松島県民サービスセンターの〇〇氏のおおたいのわるいのをどのようにたいしょしたか」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年3月30日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年4月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年4月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

平成21年3月18日午前11時頃における小松島県民サービスセンターでの〇〇氏の応対の件について、どのように本人に言ったのか、文書を出してほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

小松島県民サービスセンターを所管する東部保健福祉局に確認したところ、〇〇(以下「本件職員」という。)からは、一連の対応において一切反論はしておらず、円満解決と理解していた旨の報告を受けており、指導した文書は作成していない。また、このような事例の場合、通常、指導する文書は作成しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

異議申立人が請求している公文書は、本件職員に対して指導を行ったことが記載された文書である。

この点、実施機関は、平成21年3月18日の業務に関して、本件職員に指導を行った事実自体がない旨説明している。

確かに、実施機関の説明のとおり、本件職員から円満に解決した旨の報告を受けていたのであるから、本件職員に対しての指導そのものが行われなかったとしても、何ら不自然・不合理なところはない。

なお、異議申立人から、実施機関の上記説明に対して当審査会が合理的疑義を生ずるような事実の主張又は証拠の提出はなされていない。

以上のことにより、指導に関する文書が作成されていないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断に、不自然・不合理な点があるとは認められない。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 4月23日	諮問
5月13日	実施機関からの理由説明書を受理
7月24日	審議 (第68回審査会)
8月25日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 (第69回審査会)
9月17日	審議 (第70回審査会)